

豊洲市場に移転する市場業者への利子補給金 (移転前経営安定化資金) 交付要綱

平成24年9月1日24中事業第242号
改正 平成24年9月10日24中事業第340号
改正 平成25年3月19日24中事業第863号
改正 平成26年3月31日25中事業第969号
改正 平成28年4月1日27中事業第917号
改正 平成30年3月30日29中事業第1015号
改正 令和2年6月19日2中事業第261号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都(以下「都」という。)が、東京都中央卸売市場築地市場の市場業者に対して、都があらかじめ指定した融資種別に係る利子の一部を補助することで経営の安定化を図り、もって豊洲市場への円滑な移転を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、東京都中央卸売市場条例(昭和46年12月1日条例第144号。以下「条例」という。)の定義による。

(交付の対象)

第3条 次に掲げる要件をすべて満たすものが受けた交付決定に対して、定められた予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 東京都中央卸売市場豊洲市場の仲卸業者または関連事業者であること。
- (2) 平成24年4月1日以降、第5条に示す融資の実行を受けていること。
- (3) 条例第49条に規定する使用料を滞納していないこと。
- (4) 条例第37条又は40条に規定する直近の事業報告書を提出していること。

(利子補給の対象とする融資実行期間及び申込受付期間並びに利子補給の限度)

第4条 利子補給の対象は、平成24年4月2日(月曜日)から平成26年3月31日(月曜日)までに融資実行を受け、平成24年10月1日(月曜日)から平成26年3月31日(月曜日)までに利子補給の申し込みをした者とする。ただし、特段の事情が認められる場合の申込受付期間については、この限りではない。

2 利子補給額の限度は、予算の範囲内とする。

(利子補給の対象とする融資)

第5条 対象とする融資は、以下に示すもののうち、運転資金を用途目的としており、かつ返済方法は元金均等分割返済であること。

- (1) 東京都中小企業制度融資経営支援融資区市町村認定書必要型(略称:経営セーフ)(以下「経営セーフ」という。)
- (2) 東京都中小企業制度融資経営支援融資区市町村認定書不要型(略称:経営一般)(以下「経営一般」という。)
- (3) 日本政策金融公庫中小企業事業経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)(以下「中企事業セーフティ」という。)
- (4) 日本政策金融公庫国民生活事業マル経融資・災害マル経融資(小規模事業者経営改善資金)(以

下「マル経融資」という。)

(5) 日本政策金融公庫国民生活事業経営環境変化資金（セーフティネット貸付）（以下「国民事業セーフティ」という。)

2 前項第3号、第4号及び第5号の貸付方法は、直接貸付のみを対象とし、代理貸付は対象としない。

(交付対象額)

第6条 利子補給金交付の対象となる融資の上限は、以下のとおりとする。

- (1) 経営セーフ …… 5,000万円
- (2) 経営一般 …… 5,000万円
- (3) 中企事業セーフティ …… 1億円
- (4) マル経融資 …… 1,500万円（制度上の貸付上限額と同じ）
- (5) 国民事業セーフティ …… 4,800万円（制度上の貸付上限額と同じ）

(利子補給の実施内容)

第7条 都は、前条の交付対象額に対する元金残高に対し、利子補給金の交付決定を受けた者（以下「利子補給対象者」という。）が金融機関に負担する年利から0.8%を除いた年利（2.0%を上限とする）で計算した金額（1円未満の端数は切り捨て）を利子補給対象者に交付する。

2 前項の交付金額は、利子補給対象者が取扱金融機関に支払った利子額の範囲で、都が作成した「利子補給台帳」によることとする。なお第10条の返済方法の変更等により、利子補給対象者の支払利息が「利子補給台帳」の額より増加しても利子補給額は増額しない。

(申請及び交付手続き)

第8条 利子補給金の申請及び交付に関する手続きについては別に定める。

(交付対象期間)

第9条 利子補給の対象期間については返済の最終の履行期限が到来するまでの間行うものとする。ただし、次表左欄に掲げる事由が生じたときの最終履行期限はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

履行期限の到来していない債権の全部について繰上償還があったとき		全額償還のあった日
履行期限の到来していない債権の一部について繰上償還があったとき		
1	毎月の償還元金を変更せず、当初の最終履行期限を繰り上げるとき	一部繰上償還のあった後における最終履行期限
2	毎月の償還元金を減額して、当初の最終履行期限を変更しないとき	当初契約の最終履行期限
第13条又は第14条の規定により利子補給金の交付の取消しがあったとき		利子補給金の交付取消日
第10条第1項に規定する履行延期があったとき		当初契約の最終履行期限

(返済方法の変更)

第10条 利子補給対象者は、やむをえない事由により、交付対象融資について、取扱金融機関等の承認を得て返済方法の変更、又は履行延期などをした場合、速やかに知事に届け出なくてはならない。

2 利子補給対象者は、前項の場合、交付対象融資に係る返済条件の変更を締結したときは、

前項の届出とともに返済条件の変更が分かる書類の写しを提出しなくてはならない。

(届出事項等)

第11条 利子補給対象者は、利子補給金交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当する事項が発生した時には、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 利子補給対象者の住所、氏名、名称又は代表者の変更その他重要な異動が生じたとき。
- (2) 差押え、仮差押え若しくは競売の申請又は破産、民事再生法若しくは会社更生法の手続開始の申し立てがあったとき、又は精算に入ったとき。
- (3) 公租公課につき差押え又は保全差押えを受けたとき。
- (4) 利子補給金の支払金口座振替の振替口座に変更が生じたとき。

(利子補給金の交付の条件)

第12条 利子補給金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利子補給対象者が、この要綱に基づいて補助を受けた資金をその目的のために確実に使用し、他の目的に使用していないこと。
- (2) 利子補給対象者が、築地市場の移転後、豊洲市場で引き続き事業を継続していること。

(事情変更による決定の取消等)

第13条 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、交付決定後に生じた事情の変更等により、利子補給事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(利子補給金の交付の取消し)

第14条 知事は利子補給対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は利子補給金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申込みによって融資を受け、又は偽りの申請によって利子補給金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付対象資金に係る金銭消費貸借に基づく償還期限の利益を喪失したとき。
- (3) 前2号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に違反したとき。

- 2 知事は、前項の規定により利子補給金の交付決定を取り消した時は、当該取消しについて、利子補給金の交付決定通知を受けた者に対して通知する。

(利子補給金の返還)

第15条 知事は第13条第1項又は前条の規定により利子補給金の交付の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、利子補給対象者に対して期限を定めてその返還を命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定により利子補給対象者に対して利子補給金の返還を命じたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により利子補給対象者に対して、利子補給金の返還を命じた場合において、利子補給対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日か

ら納期までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 4 知事は、業務許可の取消しにともなう廃業を理由として、利子補給対象者に対して利子補給金の返還を命じるときは第2項に定める違約加算金については返還を命じない。
- 5 前3項の規定に定める年当たりの割合は閏（うるう）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（利子補給金の継続交付）

第16条 知事は、交付対象資金に係る金銭消費貸借契約による利子補給対象者の債務を引き受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利子補給金を継続して交付することができる。

- (1) 利子補給対象者が個人であって、当該利子補給対象者が新たに代表となり設立した法人で同一事業を引き続き営むとき。
 - (2) 利子補給対象者が個人であって、条例に基づいた事業の譲渡しとして東京都が認めた個人が同一事業を引き続き営むとき。
 - (3) 利子補給対象者が法人であって、当該法人が会社分割等により経営形態を変更した場合で、変更前の代表者と変更後の代表者が同一であるとき。
 - (4) 利子補給対象者が法人であって、当該法人が合併して同一事業を引き続き営む場合で、旧法人の代表者と新法人の代表者が同一であるとき。
 - (5) 利子補給対象者が法人であって、当該法人が事業譲渡をした場合で、譲受者が交付対象資金に係る金銭消費貸借契約による利子補給対象者の債務を引き受けたとき。
- 2 前項に該当する者が、都の利子補給金の交付を受けようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（調査報告）

第17条 知事は、この要綱に基づく利子補給の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、利子補給対象者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は都の職員に市場施設に立ち入らせ関係書類を調査させることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

（平成26年3月31日25中事業第969号）

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（平成28年4月1日27中事業第917号）

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年3月30日29中事業第1015号）

本要綱は、令和2年6月21日から施行する。

（令和2年6月19日2中事業第261号）